

令和8年設楽町告示第17号

設楽町手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町告示第17号

設楽町手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

設楽町手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱(平成18年設楽町告示第43号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「1時間まで3,000円」を「1時間4,000円」に改める。

第9条第2号中「30分ごとに(30分未満は、30分で換算する。)1,500円」を「15分ごとに750円」に改める。

第9条中第3号を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱(平成18年設楽町告示第43号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(派遣手当)</p> <p>第9条 町長は、手話通訳及び要約筆記者に対し、事業の実施団体からの「派遣実績報告書」(様式4)の実績内容に応じて、次に掲げる基準に基づき派遣手当等を支給する。</p> <p>(1) 1時間まで4,000円とする。</p> <p>(2) 以後15分ごとに750円を加算する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(派遣手当)</p> <p>第9条 町長は、手話通訳及び要約筆記者に対し、事業の実施団体からの「派遣実績報告書」(様式4)の実績内容に応じて、次に掲げる基準に基づき派遣手当等を支給する。</p> <p>(1) 1時間まで3,000円とする。</p> <p>(2) 以後30分ごとに(30分未満は、30分で換算する。)1,500円を加算する。</p> <p>(3) 交通費は、自宅から派遣場所までの公共交通機関利用の往復分を支給することとする。やむをえず自動車を利用する場合、1キロあたり25円で換算し、駐車場料金が必要な場合は実費を支給する。</p>